

日=日時・期間 定=定員 費=費用 共=共催  
 場=会場・場所 内=内容 持=持ち物 申=申込・申請方法  
 対=対象 講=講師 主=主催 問=問合せ

📶 =オンライン開催 🖥️ =HPで詳しく

👶 …子ども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👥 …すべての方 🤝 …人材募集



講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則として無料。  
 ※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

ピックアップ

災害に備えて

区では、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の実現に向けて、さまざまな防災・減災対策事業を実施しています。

地震等の災害に備えて、ご自宅でも災害対策に取り組みましょう。

問▶防災用品等あっせん…危機管理課地域防災係☎(5273)3874・FAX(3209)4069、▶住宅用家具転倒防止器具取り付け・感震ブレーカー設置費用助成…危機管理課危機管理係☎(5273)4592・FAX(3209)4069(いずれも〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)



★…各問合せ先・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページ(右上二次元コード)から取り出せます。

防災用品等あっせん事業

区内の一般家庭と事業所向けに防災用品等をあっせんします

●防災用品

あっせんしている防災用品には、非常食、保存水、家具転倒防止器具(右記)、簡易トイレ等があります。費用・申し込み方法等詳しくは、パンフレット(★)をご覧ください。



※区では、訪問販売は一切行っていません。区のあっせん業者が訪問する場合は、事前に電話連絡の上、お伺いします。

●住宅用火災警報器

都内全ての住宅への設置が都条例で義務付けられています。メーカー等では10年を目安に交換することを推奨しています。ご自宅の火災警報器が正常に作動するか確認しましょう。



●消火器

消火器本体の耐用年数は8年～10年です。耐用年数に関係なく、消火器のさび等には気を付けましょう。新しい消火器を購入する際に、あっせん業者が購入本数分まで古い消火器を無料で回収します。



住宅用家具転倒防止器具の取り付け事業

事前調査と取り付け費用は区が負担します

専門業者をご自宅に派遣し、取り付け方法を相談の上、設置場所に適した器具を取り付けます。

※生活保護を受給している世帯・「災害時要援護者名簿(○)」登録者は、器具5点まで無料で取り付けます(1世帯につき1回限り)。

◎…地域福祉課福祉計画係☎(5273)3517・FAX(3209)9948へお問い合わせください。

対象となる家具・家電 たんす、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付けできるものに限りです。

対 区内在住の方

費 器具の購入費用、天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担

申 所定の申請書(★)を郵送・ファックスまたは直接、問合せ先へ。



感震ブレーカー設置費用助成事業

地震による電気火災を防ぐために

感震ブレーカーをご自宅に設置する際の費用を助成します。震度5強相当以上の揺れを感知すると、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止め、電気火災を防ぎます。申請期間・対象者・対象製品・助成額は右表のとおりです。

※請求書の提出後、1か月程度で助成金を交付します。

※賃貸マンション・アパートの借借人の方は対象外です。



対象	対象製品	助成額
区内に住宅を所有している方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)またはコンセントタイプほか	設置費用の3分の2(上限5万円)(住民税非課税世帯は、設置費用の6分の5(上限6万2,000円))
区内に住宅を新築する方	分電盤タイプ(内蔵型・後付型)	1万円

助成申請～助成金交付の流れ

① 設置器具・費用の確認	電気工事店に設置する器具の種類・費用を相談し、見積書を用意
② 申請書を提出	令和8年3月2日(必着)までに申請書(★)・見積書・住宅を所有している証明書等を危機管理課へ提出(郵送可)
③ 助成金交付決定	区が申請書等を審査の上、交付決定通知書を発送(審査の結果、助成できない場合あり)
④ 設置工事を実施	交付決定通知書が届いた後、工事を行う
⑤ 報告書を提出	設置工事完了後、報告書等を速やかに危機管理課へ提出(郵送可)
⑥ 請求書の提出	令和8年3月31日(必着)までに必要事項を記入の上、請求書を危機管理課へ提出(郵送可)